

わかるとい〜な

障がい者基幹
相談支援センター
だより

第22回

障がいのあるかたへの差別をなくそう

質問

Q



障がいのあるかたを差別してはいけないことは分かっているけど、
障害者差別解消法はどんなことを目指しているの？

回答

A



差別しているつもりが無くても、現実の社会には、障がいのあるかたにとって暮らしにくい環境(社会的障壁)があります。車いすが通れない段差など、目に見える障壁だけでなく、見えづらい障がいに対する理解や対応の不足も障壁になります。

障害者差別解消法では、ひとり一人が感じる障壁に気づき、対応していくことを通じて、お互いを尊重し、理解し合える社会(共生社会)を目指しています。

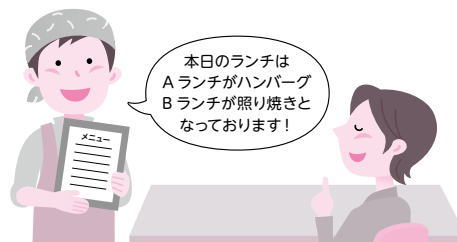
こんなことは「不当な差別的取扱い」になります

- 例えば…
- ◎飲食店などに入りたい時、保護者や介助者がいないと入れないと言われた。
 - ◎アパートを探したい時、障がい者であることを理由に物件の紹介を断られた。



「合理的配慮を提供する」取り組みをはじめよう

- 例えば…
- ◎視覚障がいのあるかたに、メニューやサービスの内容を読み上げて分かりやすく説明する。
 - ◎聴覚障がいのあるかたに、筆談や手話など音声とは違う方法でも会話ができるよう工夫する。



障がいを理由とする差別に関する相談窓口

障がいのあるかたは、不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困った事があった時に、相談できる窓口があります。

稲沢市役所福祉課(障害福祉グループ) ☎0587-32-1281 FAX 0587-32-1219
 稲沢市障がい者基幹相談支援センター ☎0587-23-6713 FAX 0587-33-4666



次回は、「障害者総合支援法(平成30年度改正点など)」について、お伝えします。

※本会ではノーマライゼーションの理念を推進する観点から広報紙面などにおける「障害」の表記を、「障がい」と一部ひらがな表記に努めています。
 ※ノーマライゼーションの理念とは、デンマークにおける知的障がい者の親の運動から広がった考え方で、障がいのある人もない人も、みんなが安心して生活をおくることのできる地域社会を築くことづくすことをめざすものです。